告示

○国家公安委員会告示第三十五号

不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月三十日から施行することとしたので、告示する。

平成二十四年十月十七日

国家公安委員会委員長　小平　忠正

第一条中「第三十二条の二第二項第七号」を「第三十二条の三第二項第七号」に改める。

第三条第一号イ中「第四十七条」を「第五十条（第二号に係る部分に限る。）」に改める。

第十六条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第一項中「フレキシブルディスク及び」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び」に、「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条第一項の項番号を削る。

別記様式第三号中「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に、「フレキシブルディスクを」を「電磁的記録媒体を」に、「フレキシブルディスクに」を「電磁的記録媒体に」に、「フレキシブルディスクと」を「電磁的記録媒体と」に改め、同様式の備考1中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に、「2枚」を「2」に改め、同様式の備考2中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

○総務省告示第三百六十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月十七日

総務大臣　樽床　伸二

政党の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党	支部の数	七二五二	七二五六	平成二十四年四月二十日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二五二	七二五六	
新党大地・真民主	支部の数	四	〇	平成二十四年五月十日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四	〇	
民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	木内　孝胤	平成二十四年五月十一日
			平山　泰朗	
たちあがれ日本	支部の数	三一	二九	平成二十四年五月十四日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三一	二九	
社会民主党	支部の数	二四五	二四六	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四五	二四六	
公明党	所属国会議員の住所	香川県高松市浜ノ町七―二五	香川県高松市浜ノ町六―二二	平成二十四年五月十七日
自由民主党	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏名	城内　実	平成二十四年五月二十九日
		住所	静岡県浜松市北区初生町六九一―一	
		選出区分	衆議院議員　静岡県第七区	
		選挙期日	平成二十一年八月三十日	
			同議員は、その選出された衆議院議員総選挙において同党に所属していなかった。	
自由民主党	支部の数	七二四六	七二五二	平成二十四年六月十四日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二四六	七二五二	
自由民主党	所属国会議員の住所	小池百合子	東京都豊島区西池袋五―一七―一	平成二十四年七月三日
		熊谷　大	宮城県仙台市宮城野区田子一―六―五五	
		佐藤ゆかり	東京都千代田区永田町二―一七―五	
たちあがれ日本	所属国会議員の住所	田村　憲久	三重県松阪市船江町四七四―六	平成二十四年七月五日
		岩井　茂樹	静岡県沼津市北高島町一七―四	
	支部の数	七二四八	七二四八	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三三	三三	
		東京都豊島区雑司が谷一―四一―一一	三重県松阪市船江町四六三―五	
		神奈川県茅ヶ崎市汐見台五―二五	静岡県沼津市北高島町一七―五	
		東京都目黒区八雲五―五―一二	七二四六	
			七二四八	
			三一	
			三一	